

国民健康保険からお知らせ

■国民健康保険税率が変更になります

新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、令和3年度の国民健康保険税率が変更になりました。
(令和3年度のみ実施予定)

【変更点】医療保険分の均等割と平等割が引下げになりました。

	医療保険分		後期高齢者支援金分		介護保険分	
	改正前 令和2年度	改正後 令和3年度	改正前 令和2年度	改正後 令和3年度	改正前 令和2年度	改正後 令和3年度
所得割	5.80%	5.80%	2.40%	2.40%	1.70%	1.70%
均等割	25,000円	20,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
平等割	18,000円	14,000円	8,000円	8,000円	5,000円	5,000円
限度額	63万円	63万円	19万円	19万円	17万円	17万円

均等割…加入者一人につきかかる保険税 平等割…一世帯につきかかる保険税

■国民健康保険税の支払回数が変更になります

これまで5月から年に10回納期がありましたが、令和3年度からは7月からの年9回に変更になりました。このため、毎年5月に発送していた仮算定決定通知は発送されません。

※年金特徴(年金からの天引き)の方は、これまでと変更ありません。

令和3年度以降

				本算定								
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付月												
納期				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
1期あたりの納付額				(前年中の所得等をもとに本算定した年間保険料) ÷ 9回								
				7月以降の支払い回数								

■マイナンバーカードを保険証として利用できる時期が変更になります

当初3月の予定でしたが、10月を目途に変更になりました。

マイナンバーカードを保険証として利用するには事前に登録が必要です。マイナポータルで登録をお願いします。また、医療機関にマイナンバーカード読取専用機が無い場合は、マイナンバーカードを保険証として利用できませんのでご承知おきください。

マイナンバーカードの健康保険証利用について

https://myrna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

問い合わせ先：窓口税務課 保険係 ☎66-2405



マイナポイントの申し込み

マイナポイントを取得するためには申し込みが必要です。
(マイナンバーカードの申請を4月末までにしていることが条件となります。)

マイナポイントについて

<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>

問い合わせ先：総務課 ☎66-2401

